

# Harmony通信

vol.124  
2015.06

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



徳仙丈山  
Photo by Kyoko Omomo

「ストレスチェック制度」  
実施マニュアルのポイント

◆「ストレスチェック制度」とは？

改正労働安全衛生法により、平均的にパートや臨時の労働者も含め 50 名以上の労働者を使用する事業者は、今年 12 月 1 日から来年 11 月 28 日までの間にストレスチェック（以下、「SC」という）を実施し、以降毎年 1 回以上実施することが義務付けられます。SC は、メンタルヘルス不調の予防に役立てるため、労働者の職場におけるストレスの程度をチェックするもので、5 月 7 日に「実施マニュアル」と「Q&A」が公表されました。

◆実施に先立ち決めておくべきこととは？

まず、事業者が実施を表明し、衛生委員会等で関連規程や実施方法、受検案内や結果等の通知方法、関連情報の取扱いルール等を決めておく必要があります。また、労働者にも事前に実施について周知しておくとともに受検を促す等が必要となります。実施マニュアルでは、これらについて、通知文書や調査票の例も挙げて解説しています。

◆実施後に対応すべきこととは？

結果を労働者に通知し、「高ストレス者」と判断された者には医師による面接指導を受けるよう勧めるとともに、一定規模の集団ごとに結果を分析してもらい、問題があれば職場環境の改善や高ストレス者に対する措置等を講じる必要があります。

このとき、本人の同意なく結果に関する情報を収集したり、結果提供に同意しない労働者に不利益取扱いをしたり、医師による面接指導を申し出た労働者に不利益取扱いをしたりすることはできませんので、注意が必要です。

実施マニュアルでは、こうした点も具体的に解説されています。

このほか、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を作成し、管轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

◆事前の準備を早めに始めよう

SC は労働安全衛生法で定める、事業者に実施が義務付けられるものですから、健康診断と同様、就業時間中の受検等を認める必要があるほか、費用も事業者が負担します。

疑問や不安に思うことがあれば、専門家に相談する等してスムーズに実施できるよう早めに準備を進めましょう。

\*Harmony として皆様にお知らせする資料を、晩夏をめどにまとめる予定です。

「若年性認知症」の実態と政府の取組み

18 歳から 65 歳未満までの間に発症する若年性認知症の特徴は、初期症状では認知症と気づかず、病院で診察を受けてもうつ病や更年期障害と間違われることもあり、診断が遅れることなどが挙げられます。

そのため、発見や治療が遅れてしまうと脳の機能の低下が進み、症状を改善するのが難しいと言われています。

◆発症後に仕事を続けることの難しさ

若年性認知症の患者は、2009 年の厚生労働省の調査結果によると約 3 万 8,000 人いると推計されています。特に 40 歳から 60 歳の間の世代で発症するケースが多いと言われており、いわゆる働き盛りの世代が発症するため、本人や家族への精神的・経済的負担がかかることで問題となっています。同省研究班の生活実態調査によると、65 歳未満で発症した若年性認知症で就労経験のある約 1,400 人のうち、約 8 割が勤務先を自ら退職したり、解雇されたりしたことがわかりました。また、約 2 割の人は、労働時間の短縮や配置転換、通勤などの配慮が全くなかったと回答しました。

◆どのような支援があるの？

これらの問題を解消するため、現在、若年性認知症の人への障害年金の受給の支援、「若年性認知症コールセンター」の設置、就労継続支援事業への案内など様々な取組みが行われています。



**フリーダウンロード資料**

こちらの「フリーダウンロード資料」中に掲載されている資料は、ご自由にダウンロード・プリントアウトして各セミナーや情報収集にご利用いただけます。

今年 10 月の国民・事業者へ向けた番号通知、2016 年 1 月の利用開始に向け、随時情報をお届けしていくコーナーを設けます。

ポスターや資料等、自由に使える資料をまとめたページができました。ぜひお使い下さい。

**Harmony より:** 実務の流れを整備し皆様にご案内します。7 月中旬を予定しています。いましばらくお待ちください。

**TOPICS**

マイナンバー法改正案：採決見送り  
参議院内閣委員会は 9 日、日本年金機構のシステムから大量の個人情報が出た問題を受けて協議しました。状況の推移を見極める必要があるとして、マイナンバー制度の利用範囲を金融や医療などの分野に広げる「改正案」については、採決を当面見送ることで与野党が一致しました。



編集後記

宮城県の前年の梅雨入りは、6 月 5 日でした。今年は未だですが、例年だと 6 月 12 日頃になるようです。この Harmony 通信がご手元に届く頃には、梅雨前線も私たちの頭上にやってきているかもしれませんね。この時期、洗濯物の干し場所も悩みどころですが、じめじめとした空気が引き起こす体調不良でもお困りの方がいらしゃるのではないのでしょうか、寒暖差による風邪の他、「気象病」と呼ばれる症状（古傷の痛み、頭痛、腰痛、目まい、気分の落ち込み等）もこの時期は深刻です。気温、気圧、湿度の変化がもたらすこれらの症状ですが、最近では、対処方法の情報も方方で掲載されており、一番多く紹介されているのは「血行を良くする、ゆっくり入浴する」でした。これは低気圧と体のむくみ、そして自律神経に関係することらしいですが、体を温めてリラックスすること、リラックスしたら、その後は十分な睡眠をとることが症状改善のポイントのようです。皆様、くれぐれもご自愛ください。

Harmony通信 2015.06

#発行：2015 年 6 月 10 日

#編集・構成：合同会社 Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>